

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 11 月 10 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階  
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当 （電話 011 - 818 - 3413）  
メールアドレス [gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp](mailto:gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp)

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

**定山溪水再生プラザ運転管理業務**

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「上下水道施設等維持管理業」に登録されている者であり、かつ、札幌市内に本店又は支店等を有していること。

(4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年 7 月 9 日建設省告示第 1348 号）第 2 条の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けている者であること。

(5) 次のア～ウに掲げる従事者の区分に応じ、それぞれに定める法定資格等を有する者を本業務の履行場所に常勤で配置することができること。ただし、当該法定資格等を有する者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

ア 業務代理人

本業務の総括責任者として、次のいずれかの資格を有する者を 1 名専任で配置すること。

(ア) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第 3 条に定める下水道処理施設管理技士（以下「下水道処理施設管理技士」という。）

(イ) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に定める資格

イ 副業務代理人

業務代理人の補佐及び代行を担う者として、次のいずれかの資格を有する者を1名以上配置すること。ただし、ウの作業主任との兼任を認める。

(ア) 下水道処理施設管理技士

(イ) 下水道法施行令第15条の3に定める資格

ウ 作業主任

保守点検、補修、運転操作監視、水質試験等に係る業務の主任として、次のいずれかの資格を有する者を1名以上配置すること。ただし、イの副業務代理人との兼任を認める。

(ア) 下水道処理施設管理技士

(イ) 下水道法施行令第15条の3に定める資格

(6) 下水処理方式が標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法であり、かつ、水処理能力が14,000 m<sup>3</sup>/日（日最大）以上である下水道処理施設の運転管理（運転操作監視及び保守点検）業務について、元請としての履行実績（共同企業体の代表者として履行した業務を含む。）があること。ただし、当該履行実績は、平成27年4月1日から入札書の提出期限の日までの間に、日本国内において、同一施設で2年以上継続して履行したものであること。（別契約により履行した業務及び入札書の提出期限の日において完了していない業務を含む。）

(7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる

資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### 4 総合評価に関する事項

##### (1) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記(3)の総合評価の方法によって得られた得点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成 24 年 1 月 11 日財政局理事決裁。以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず失格と扱い、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者を落札者とすることがある。

##### (2) 入札参加資格の審査

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、下記 5(1)アによる審査書類により上記 3 に示す入札参加資格を有する者であるかを審査し、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合（審査書類の不備により入札参加資格を有することが確認できない場合を含む。）は、その者の入札を無効とする。

##### (3) 総合評価の方法（落札者決定基準）

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有する者について、入札価格及び技術提案書に基づき行うものとする。

イ 評価は、「価格評価」と「技術評価」に区分し、その配点をそれぞれ次のとおりとする。

(ア) 価格評価点 40 点

(イ) 技術評価点 60 点

ウ 総合評価点は、次に掲げる算定式により算定する。ただし、総合評価点は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までの値とする。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

エ 価格評価点は、次の算定式により算定する。なお、この算定式における最低入札価格とは、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者（入札参加資格を有する者に限る。以下同様。）の入札書記載金額のうち、調査基準価格以上で最も低廉な価格をいう。ただし、予

定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者の入札書記載金額のうち、調査基準価格以上の入札書記載金額がない場合は、調査基準価格を最低入札価格とみなす。なお、詳細は入札説明書別記「落札者決定基準」による。

(ア) 入札書記載金額が予定価格以下で調査基準価格以上の場合

価格評価点＝100点×（最低入札価格/入札書記載金額）×4/10

(イ) 入札書記載金額が調査基準価格未満の場合

価格評価点＝100点×（最低入札価格/入札書比較価格）×（入札書記載金額/調査基準価格）×4/10

オ 価格以外の要素の評価について、その概要を次のとおりとし、評価項目及び評価基準の詳細は、入札説明書別記「落札者決定基準」による。

(ア) 業務実施計画の評価

(イ) 企業実績の評価

(ウ) 地域貢献の評価

(エ) 配置予定技術者の評価

(4) 低入札価格調査の実施

低入札価格調査要領の規定に基づき、落札者となるべき者について、低入札価格調査を行う場合、低入札価格調査要領第7条第3項に定める低入札価格調査に係る資料及び報告書の提出期限は、別途通知した日の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。また、当該資料及び報告書の提出期限後の提出及び差替えを認めない。

(5) 落札決定予定日

落札決定は、令和8年1月30日(金)までに行う予定である。

## 5 入札に要求される事項

(1) 入札書その他関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書と以下の書類を同時に提出期限までに提出しなければならない。また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 上記3の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）

イ 上記4(3)アに示す技術提案書

(2) 入札書、審査書類及び技術提案書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和7年12月2日(火) 16時00分（必着とする。）

イ 提出方法

持参又は送付により提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 提出場所

上記1に同じ。（持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎3階 事務室窓口で提出すること。）

## 6 入札手続等

(1) 開札の日時及び場所

令和7年12月3日(水) 9時30分

札幌市下水道河川局庁舎 1階入札室（住所は上記1に同じ。）

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8

項各号の一に該当する入札

イ 上記5(2)アの提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

エ 低入札価格調査において、その積算根拠となる書類が低入札価格調査要領第7条の2第1項各号又は第2項のいずれかに該当するとき

## 7 契約締結

### (1) 契約書作成の要否

要する。

### (2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条第1号に該当するときは、契約保証金等の納付を免除する。

## 8 その他

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は下水道河川局のホームページからダウンロードできる。

### (2) 詳細は入札説明書による。